

# 早通神明宮神社規約

平成23年3月27日改正

早通神明宮

# 早通神明宮神社規約

## 第1条(氏子)

新潟市江南区早通の鎮守氏神早通神明宮の氏子とは鎮守氏神との関係を拒否しない者であって現在新潟市江南区早通の第43区、44区に居住する者を云う。

## 第2条(氏子の権利と義務)

1. 氏子は早通神明宮の社殿、境内地及び社有地を共有し祭典を執行する権利を有しその維持管理をなし経費を負担する義務を負う。
2. 特殊な事態が生じない限り基本財産の分割はしない。
3. 但し基本財産を分割する事態が生じた場合は氏子総会の議決を要する。その権利は昭和47年3月31日現在において江南区早通の第43区、第44区に居住する者又はその家の相続人に限る。

## 第3条(氏子総代)

1. 氏子総代は氏子を代表して氏神に奉仕し敬神思想の涵養をはかる。
2. 氏子総代は、1世帯1票の投票により選出され就任する。
3. 選出については各区自治会役員の選出と併せ依頼する。

## 第4条(氏子総代の任期)

氏子総代の任期は2ヵ年とし、欠員を生じた時には速やかに補充する。後任者は前任者の残余期間とする。

## 第5条(氏子総代の任務)

氏子総代は次の各号の任務を行わなければならない。

1. 氏神の神体の祭祀とこれに関する行為
2. 祭祀に供する器具、調度、用材等の物品の管理、処分に関する行為
3. 社殿、及び境内地、社有地の維持管理とその為の行為
4. 祭典の執行(各区自治会の協力を仰ぐ)
5. 隣組長は氏子総代会の協力員を兼ねる。
6. 必要経費の予算と執行。
7. 神明会館の管理に関する一切の行為
8. その他氏神に関する一切の事項

## 第6条(氏子総代の定数)

氏子総代は43区6名、44区4名計10名とし、氏子総代会を構成する。

## 第7条(氏子総代会の機関)

1. 氏子総代会代表 1名
2. 庶務 1名
3. 会計 2名(内1名は神明会館会計)
4. 神明会館管理委員長 1名
5. 神明会館管理委員 1名  
(うち1名防火管理者)
6. 宮守 若干名

## 第8条(機関の任務と選出)

1. 氏子総代会代表は氏子総代会を代表して会議を招集し議事の進行を諮り議決の執行をする。
2. 氏子総代会代表は神明宮に関する記録、台帳等一切を保管する。
3. 庶務は神社の基本財産を保管し庶務に関する事務を掌る。
4. 会計は神社会計の一切を掌る。
5. 神明会館会計は神明会館の会計の一切を掌る。
6. 神明会館委員長は神明会館の運営事務を掌る。
7. 神明会館防火管理者は会館の消防計画作成、消防訓練、消防設備点検等、設備管理を掌る。
8. 宮守は早朝参拝者のため月2回社殿を開け賽銭を管理する。
9. 機関の選出は氏子総代会の互選とし任期は2年とする。

## 第9条(会計)

1. 神社費は基本財産の利息、及び賽銭並びに賦課金、その他、寄付金等の収入を以って之に当てる。
2. 神明会館費は賦課金、貸室料金等の収入を以って之に当てる。
3. 収支決算は監査を受け氏子総会に報告する。

## 第10条(改正)

神社規約の改正は氏子総代会が審議し氏子総会の承認を得る。

施工 昭和63年6月17日

改正 平成2年5月27日

改正 平成23年3月27日